

四日市市訓令第6号

庁 中 一 般  
各 公 所

四日市市男女共同参画センター処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市男女共同参画センター処務規程の一部を改正する規程

四日市市男女共同参画センター処務規程（平成8年四日市市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(職員) 第3条 (略) 2 前項に定めるもののほか、必要な場合は、副所長及び <u>チーフ婦人相談員</u> を置くことができる。 3及び4 (略) 5 <u>チーフ婦人相談員は、上司の命を受けて女性相談に係る特定の事務又は一般の事務を処理する。</u>	(職員) 第3条 (略) 2 前項に定めるもののほか、必要な場合は、副所長を置くことができる。 3及び4 (略)

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(市民文化部男女共同参画課)